

令和7年1月27日

管内素材生産事業者
管内の主な木材加工事業者 } ご担当者様
管内県産材工場

新潟県長岡地域振興局農林振興部
林業振興課長

「流通木材の合法性確認システム(通称:クリーンウッドシステム)」説明会のお知らせ

いつもお世話になっております。

本年4月に施行される改正クリーンウッド法では、素材生産販売事業者は供給先からの求めに応じて木材の合法性の確認に資する情報を提供する義務を、木材関連事業者は合法木材の利用を確保するための措置を行う努力義務とともに、第1種木材関連事業者においては木材の合法性の確認等(①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達)を行う義務をそれぞれ負うこととなります。(別添の「合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する豪率の概要」を参照)

林野庁においては、今回の法改正に対応した記録の作成や情報伝達等を行うためのシステム構築を進めており、このたび、同システムに関する説明会(Web開催、無料)を開催する旨案内がありましたのでお知らせします。

参加申し込みは、開催概要の4にあるFormsのリンク先から直接お願いします。

(締め切り令和7年2月7日(金)。各回1,000回線が上限)

(参考:義務対象となる事業者)

素材生産販売事業者	素材の生産及び流通について、譲渡先、譲渡方法を主体的に決定する者 (例:伐採と販売を行う自伐林家、伐採と販売を受託した素材生産事業者)
木材関連事業者	木材等の譲受けと譲渡しの両方を行い、流通に関与する事業者 (木材等を自家消費だけする事業者は該当しないが、例外として、木材等の譲渡しを行わない建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者は該当する。)
第1種	国内市場に最初に木材等を持ち込む者 (例:原木市場、山元から直送を受ける製材等の加工工場、自社林を持つ製材工場、自ら木材等を販売する樹木の所有者)
第2種	第1種木材関連事業者以外の事業を行う木材関連事業者

担当	農林振興部林業振興課 県産材担当 川上 TEL:0258-38-2572 fax: 0258-38-2672 e-mail: kawakami.takeshi@pref.niigata.lg.jp
----	--

【林野庁からの案内】

本年4月に、改正クリーンウッド法が施行されます。

林野庁では今年度、関係事業者の負担を軽減しつつ、皆様が制度に則り適切なお対応をいただけるよう、当法改正に対応した記録の作成や情報伝達等を行える「流通木材の合法性確認システム(通称:クリーンウッドシステム)※」を構築しており、4月から運用開始予定です。

つきましては、当システムの基本的な機能や操作方法、利用申請などについてお伝えする説明会を開催いたしますので、ご多忙中とは存じますが、皆様のご参加をお願い申し上げます。

※当システムはWebシステムで、無料でご利用いただけます。

※当システムの利用は任意です。改正クリーンウッド法の対応において使用が強制されるものではありません。

この説明会はTeamsを介してのオンライン開催を予定しております。

なお、今回の説明会では、限られた時間内で当システムに関する説明をメインに行うため、改正クリーンウッド法の制度そのものに関する詳細な説明は行いません。クリーンウッド法の制度や詳細につきましては、下記の林野庁クリーンウッド・ナビに過去の説明動画を含めた関連資料を掲載しておりますので、適宜事前にご確認の上、ご参加くださるようお願いいたします。

【関連資料】

○運用説明資料：

summary-39.pdf<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-39.pdf>>

○改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座資料、説明動画：クリーンウッド法の概要：林野庁

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-34.pdf>

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-35.pdf>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfnFSKcPzYlkxBB6U0RsPtEx>

○改正クリーンウッド法 Q&A：

summary-38.pdf<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/summary-38.pdf>>

○お問い合わせ先：林野庁

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>>

制度に関するご質問等はこちらへご連絡ください

参加を希望される場合は、【4. 参加申込み Forms】添付リンクにて2月7日（金）までにお申し込みいただきますようよろしくお願いいたします。

開催概要

1. 説明会実施日時 2/17, 20, 26 の3日、14-16時で開催（同一内容です）
2. 対象 素材生産販売事業者、木材関連事業者、業界団体や地方自治体担当者等
3. アジェンダ
 - ①制度とシステムの関連説明（林野庁）
 - ②システムの概略と実際の入力、伝達、保存処理説明（日立）
 - 説明者がテスト版を使用して、操作する実際の画面の動きをご覧ください
ます（参加者自身による入力作業はありません）
 - ③利用者登録方法説明（林野庁）
 - ④質疑応答

4. 参加申し込み Forms

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRB00dviFes1AhD9yBAs2fj5UOFk1VVpJRVc4Vv1WT05KQzdCW1ZKR1ZNUy4u

5. 説明会当日参加 URL（Teams）（どの日時も共通です）】

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_MjcxZTZmMzYtNGUyYi000DViLTg3ODYtNWVmOWU5MDU0MTN1%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%22f54277c9-dafe-44aa-85a4-73d5c7c52450%22%2c%22id%22%3a%223219e020-53c5-46af-b586-58c3b6fcf35c%22%7d

6. お問い合わせ先

お問い合わせの際は、できるだけメールでお願いいたします。

林野庁木材利用課 津田、坂本、大石

メールアドレス : cleanwood@maff.go.jp<mailto:cleanwood@maff.go.jp>

電話 : 03-6744-2496